

# 令和5年度千葉市・市原市工場夜景プロモーション業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和5年度千葉市・市原市工場夜景プロモーション業務委託

## 2 適用範囲

本仕様書は、本業務を受注したものが、契約締結後に遵守すべき業務に関する事項を示すものである。千葉市・市原市（以下「2市」という。）の令和5年度千葉市・市原市工場夜景プロモーション業務委託の企画提案に当たり提案する事項や、契約書に定めるものの他、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

## 3 業務の目的

- ・ イベント開催による2市内外への工場夜景の魅力発信
- ・ 工場夜景の専門家・インフルエンサー・写真家等（以下「専門家等」という。）を招聘し行う2市の工場夜景視察と意見交換会の実施による2市の工場夜景観光の課題の洗い出しや今後のプロモーション手法の参考意見の収集。
- ・ 臨海部の工場関係者や観光施設関係者（以下「工場関係者等」という。）を視察・意見交換会へ招聘することによる2市の工場夜景観光への理解醸成及び連携の可能性の検討。

## 4 期待する効果

- ・ 2市の工場夜景の認知度が向上し、工場夜景観光の需要の掘り起こしにつながること。
- ・ 将来的に2市の工場夜景観賞の新たなコンテンツ造成へのきっかけとなること。

## 5 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 6 業務内容

### (1) 2市の工場夜景視察及び意見交換会の実施

実施に当たっては以下の要件を満たすものとする。

#### ア 専門家等や工場関係者等を招聘し、2市の工場夜景観賞スポットを巡る視察の実施

2市の工場夜景や観賞スポットに対する意見を、専門家等や工場関係者等から聴取するため、観賞スポットを巡る視察を実施すること。

招聘者	①工場夜景の専門家、インフルエンサー、写真家等：3人以上 ※インフルエンサーとは、工場夜景観賞において、大きな情報発信力を有する、又は関係企業・団体との深い繋がりがあるなど、当該プロモーションにおいて大きな影響力を有する者とする。なお、情報発信媒体は必ずしもSNSに限らない。 ②臨海部の工場関係者、観光施設関係者：30人程度
-----	---

主な目的	2市の工場夜景や観賞スポットに対する意見を聴取すること
観賞場所	千葉ポートタワー、千葉港工場夜景クルーズ、養老川臨海公園とする。
開催時期	契約日以降、10月までに開催すること。
回数	1回
参加者の募集方法	協議会と協議の上、個別に打診・案内を行う。①専門家等については受注者が打診、②工場関係者等については発注者が招聘者を決定し、打診する。
参加料金	無料
参加人数	40人程度を見込むこと。
その他	軽食を用意すること。

#### イ 意見交換会の実施

上記アの視察参加者を対象に、2市の工場夜景の観賞スポットやPR方法等に関する意見、また、工場関係者や観光施設関係者との連携の可能性や課題点等をヒアリングするため、視察後、別日に意見交換の場を設けること。意見交換会への参加者は、上記ア①専門家等は必須、②工場関係者等は10人以上を見込むこととする。

##### 【意見交換会の実施における役割分担】

	主な業務と役割分担
受注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会開催のための調整業務（日程調整、会場設営等）</li> <li>意見交換会当日の運営</li> <li>意見交換会で出た意見の集約（事業報告書に記載）</li> <li>参加者への謝礼支払い</li> </ul>
発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会でのヒアリング項目作成</li> <li>臨海部の工場関係者及び観光施設関係者の選定</li> <li>会場確保</li> </ul>

#### (2) 2市の工場夜景を観賞するイベントの実施

2市の工場夜景をプロモーションするため、工場夜景観賞イベントを2回以上実施すること。

ターゲット (参加者)	市民、観光客
主な目的	2市の工場夜景をPRすること
開催場所	2市の工場夜景観賞スポット ※陸路で2市を巡ることは求めない。 ※各市で1回以上開催すること。なお、市原市で開催する際は、1回以上は養老川臨海公園を観賞スポットに含めること。
開催時期 ・回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月～11月の間に1回以上</li> <li>12～2月の間に1回以上（2月23日の工場夜景の日を考慮すること）</li> </ul>
参加者の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内外に広く募集を行うこと。</li> <li>受注者は、必要に応じて、参加者の募集、申し込みの受付、旅行契約の締結を</li> </ul>

	<p>行うものとする。また、参加者からの問い合わせ対応等は原則受注者の責任において実施することとし、以下の体制をとることを想定する。なお、問い合わせがあった場合は、内容を記録し発注者へ報告すること。</p> <p>○8時30分から17時30分まで（土日祝日、年末年始を除く）</p> <p>○電話、FAX、メールを対応媒体とし、メールについては土日祝日関わらず24時間受信可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各イベントに応じた定員を設定した上で、最少催行人数を設定すること。</li> <li>・参加者の募集告知に当たっては、2市内外に効果的にPRすること。</li> </ul> <p>《参考》下記の広報媒体の活用も可能。</p> <p>千葉県 市政だより（原稿〆切：掲載希望月の約2か月前）  観光プロモーション課 Twitter アカウントフォロワー数 65,000人  市原市 広報いちほら（原稿〆切：掲載希望月の1か月前）</p>
参加料金	実費分の参加費を求めることは差支えないものとする。
参加人数	イベント内容の性質によりふさわしい人数を設定すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者へ配布するアンケートを作成し、回答依頼・集計・分析を行うこと。（事業報告書に記載）</li> <li>・2市の工場夜景を観賞する特別イベントであることを印象づけるようなコンテンツを盛り込むこと。</li> </ul> <p>（例）工場敷地内など通常立ち入れないエリアからの観賞、豪華クルーズ、2市の工場夜景を模した特別メニューの提供、観賞スポットでの食事会や音楽会、工場夜景専門家等によるガイドツアー、プロカメラマンによる撮影教室、工場夜景撮影会（飲食と温浴施設入場券付き）等</p>

### （3）船舶の運航・手配

受注者はクルーズ船を用いる視察・イベント実施の際、船舶の運航及び手配の際は欠航率を下げるため、波風に強い仕様のもので選定することとし、その他、次の事項も行うこと。

ア 運航する航路及び接岸場所の設定

イ 港湾利用や不定期航路の許認可・届出等

ウ 運航や接岸に必要な設備の整備・確保

エ その他、船舶の運航に係るすべての業務

※ 視察・イベントの実施に係る許認可などの手続きは受注者にて行うこと。ただし、港湾管理者との事前調整など手続きがスムーズに進むよう、発注者は支援を行うものとする。

※ 運航するルートは、実際に視察・イベントで使用する船舶で必ず1回以上下見を行い、安全な運航に努めること。

### （4）安全管理

訪問先との事前打ち合わせ及び現地確認を行い、見学場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

なお、旅行保険には必ず加入すること。

(5) その他の業務

- ア その他、視察・イベント全般に関する企画・調整・手配・運営管理（旅程管理を含む）
- イ 業務実施体制の構築
- ウ 千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会との打ち合わせ
- エ 事業報告書の作成・提出

(6) 不可抗力等による視察・イベントの中止等について

- ア 不可抗力等により視察・イベントを実施できない場合の費用負担は、協議の上、経費の一部を発注者が負担するものとする。
- イ 新型コロナウイルス感染症の状況により開催が困難な場合は、発注者と協議すること。
- ウ 申込者が最少催行人数に達せず、イベントを中止した場合、中止に伴い新たに発生する経費は受注者の負担とする。なお、委託料の範囲内で再度イベントを企画し実施することを妨げない。

(7) 視察・イベント実施に当たっての留意事項

- ア クルーズについて  
千葉港からの工場夜景クルーズを組み込む場合、市原市沖までをコースに含めること。なお、クルーズで使用する船の指定はしない。
- イ 天候リスクへの対策（代替プラン及び予備日の設定）  
天候リスクを考慮した視察・イベント内容とすることし、悪天候により内容の一部が実施できないことが見込まれる場合には、代替プランを予め設定しておくこと。なお、代替プランの設定に当たっては、当初の参加者の属性を考慮したものとすよう配慮すること。また、業務の目的を鑑み、工場夜景観賞が困難であると判断される場合には別日に開催できるよう、予備日を設けておくこと。

## 7 業務実施の条件

(1) 基本事項

- ア 必要に応じ、関係機関等との協議に同席するとともに、関係資料、申請書類を作成・提出すること。
- イ 運営に関わる人数及び物品数、物品内容は、関係機関等との協議により変動する。
- ウ 実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の安全衛生に関する管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- エ 受注者は、発注者との認識の共有を図ることを目的とし、定例的な進捗、課題等に関する報告を行い、必要に応じて発注者の指示を仰ぐこととする。なお、打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、発注者の確認を得ること。

(2) 業務実施計画書の作成

- ア 本業務委託契約締結後、5日以内に、以下の内容を実施計画書としてまとめ、発注者の承認を得ること。また、業務従事者を選定するに当たり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置すること。
  - (ア) スケジュール（契約締結日から実績報告書を提出するまでの工程表）
  - (イ) 実施管理責任者、連絡実務担当者及び各業務担当者の一覧表

- (ウ) 外部協力者（下請業者等）がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
- (エ) その他、発注者が必要に応じて指定する書類
  - ※ 上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、変更した実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
  - ※ 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。
- イ 実施計画書は、Microsoft Word、Excel 又は Power Point のいずれかで閲覧可能な形式であることとし、A4 判で作成することを原則とする。
- ウ 実施計画書は、書面で1部提示するとともに、電子データでも提出すること。

## 8 受注者及び業務従事者の責務

- (1) 受注者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、発注者の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 業務遂行に当たり、必要となる資料等については、発注者が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、発注者の承認なしに本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

## 9 実績報告・成果品の提出

- (1) 受注者は、業務終了後、速やかに以下のものを発注者へ提出すること。

### ア 成果品

事業報告書（A4カラー）※20部及びデータ（CDディスクに保存したもの）

※下記内容をまとめた内容とすること。

- ・業務実施内容
- ・専門家等のプロフィールや選定理由
- ・視察及び意見交換会の実施状況
- ・意見交換会での意見とりまとめ
- ・イベント参加者の募集方法・決定、実施状況
- ・アンケートの集計、分析結果
- ・イベントの実施結果、効果検証
- ・業務実施を通して得られた2市の工場夜景観光に対する課題等

### イ アンケート用紙原本

ウ 業務中に撮影した写真（電子データ）

エ その他当該業務において作成した成果物

- (2) 納品先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会事務局（千葉市観光プロモーション課内）

- (3) 納品時期

令和6年3月29日（金）までを原則とするが、契約締結後、視察・イベントの実施時期等を踏まえ、発注者との協議により決定するものとする。

※成果物の提出に当たっては、事前に発注者の確認を受け、承認された上で提出期限までに提出することを基本とする。

## 10 委託料

本事業の委託料の支払いは、業務完了検査後、一括払いとする。また、本事業の委託料には以下を含むものとする。

- (1) 事業実施に係る事務諸経費
- (2) その他、事業の実施に必要な経費

## 11 留意事項

- (1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約締結後詳細な打ち合わせにより発注者、受注者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容のすべてを採用して契約締結するとは限らないものとする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (3) 委託料の支払い方法は、契約期間終了後に受注者が発注者に請求するものとし、発注者は請求を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。